

再転相続人による相続放棄の申述と裁判所の審査の範囲

【文 献 種 別】 決定／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 6 年 7 月 18 日
【事 件 番 号】 令和 5 年（ラ）第 1976 号
【事 件 名】 相続放棄申述受理申立却下審判に対する抗告事件
【裁 判 結 果】 取消、自判
【参 照 法 令】 民法 938 条
【掲 載 誌】 判時 2624 号 39 頁、判タ 1532 号 75 頁、家判 56 号 37 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25622949

國學院大學名誉教授 門広乃里子

事実の概要

B は平成 16(2004)年に死亡し、相続(第 1 次相続)が開始した。B の相続人は兄 H のみであった。H は、第 1 次相続につき承認又は放棄をしないまま、平成 28(2016)年に死亡し、相続(第 2 次相続)が開始した。H の相続人は、妻 C 並びに子 A、I 及び D であった。C は令和 5(2023)年 2 月 14 日に、B が居住していたマンション管理組合から、B に債務があり、C が B の相続人になっている旨の通知を受けた。A 及び D は、東京家庭裁判所立川支部に対し、令和 5 年 2 月 23 日、再転相続人として第 1 次相続につき相続放棄の申述をし、同年 3 月 15 日いずれの申述も受理された。I は、第 1 次相続につき承認又は放棄をしないで死亡し、相続(第 3 次相続)が開始した。I の相続人は、妻 E 並びに子 F 及び G であった。E、F 及び G は、同家庭裁判所に対し、令和 5 年 3 月 14 日までに、再転相続人として、第 1 次相続につき相続放棄の申述をし、同月 27 日までにいずれの申述も受理された。C は、同家庭裁判所に対し、令和 5 年 3 月 29 日、再転相続人として第 1 次相続について相続放棄の申述(別件申述)をし、同年 4 月 19 日に別件申述は受理された。別件申述に係る申述書には、被相続人 B との関係について「兄弟の配偶者」と記載されており、氏名等として「相続人亡 H 再転相続人 C」と記載されている。

C はさらに、令和 5 年 6 月 8 日、同家庭裁判所に対し、再転相続人として、第 1 次相続について相続放棄の申述(本件申述)をした。本件申述に係る申述書には、申述人 C が同年 5 月 19 日に E らの相続放棄の申述を知った旨が記載されて

おり、C と被相続人 B との関係について「その他(おいの母)」と記載され、氏名等として「相続人亡 H 再転相続人亡 I 再転相続人 C」と記載されている。

原審は、第 1 次相続について再転相続人らの相続放棄の申述はいずれも受理されていることから、「H は初めから第 1 次相続に係る相続人でなかったことになるものと解され、ひいては、申述人 C を含む H の相続人らが被相続人 B の財産に属した権利又は義務を承継することもない」として、令和 5 年 8 月 8 日、本件申述を却下する旨の審判をした。これに対し、C は、原審判を不服として即時抗告を提起したが、同年に死亡し、A が手続を受継した。

決定の要旨

取消自判。

1 「相続放棄の申述は、これが受理された場合であっても、相続放棄の実体法上の効力を確定させるものではなく、相続放棄の効力を争う者は、その旨を主張することができる一方で、これが却下された場合には、民法 938 条の要件を欠くことになり、相続放棄をしたことを主張することができなくなる。このような手続の性格に鑑みれば、家庭裁判所は、却下すべきことが明白な場合を除いては、相続放棄の申述を受理するのが相当である。」

2 これを本件についてみると、A は、「C は、第 1 次相続について、H の再転相続人としての地位と、E らの申述の結果として取得することとなった I の再転相続人としての地位とを併有して

いたところ、別件申述は、Hの再転相続人としての地位に基づいてされたものであり……別件申述が受理された後も、依然として、Iの再転相続人としての地位に基づいて、第1次相続についての相続人であったのであるから、本件申述によって、第1次相続について相続放棄をすることができる」と主張しており、この「主張は、まず、Iの第1順位の法定相続人であるF及びGが、Iの再転相続人として、第1次相続について、相続放棄の申述（Eらの申述）をしたことによって、F及びGが初めから第1次相続人とならなかったものとみなされ、その結果、Iの第2順位の法定相続人であるCが、第1次相続について、Iの再転相続人となるとの解釈を前提とするものと理解することができる。このような解釈は、民法上一般的なものであるかはともかくとして、およそ成り立ち得ないものということではできず、採用される見込みがないとはいえない」。このような「解釈を前提として、Cが、別件申述をした当時、第1次相続について、Hの再転相続人としての地位とIの再転相続人としての地位を併有していたと解する場合には、別件申述に係る申述書に、Cと被相続人Bとの関係について『兄弟の配偶者』と記載され、別件申述に係る事件記録の表紙に、申述人の氏名等として、『相続人亡H再転相続人C』と記載されていることを踏まえると、別件申述は、上記二つの地位のうち、Hの再転相続人としての地位との関係においてのみ、第1次相続について、相続放棄をする趣旨であったと解する見解が成り立つ余地がある」。以上のような解釈と見解を前提とするならば、「Cは、本件申述をした当時、第1次相続について、Iの再転相続人としての地位を有していたと解する余地があることになり、Cは本件申述においてこのような主張をしていたのであるから、Cが、本件申述をした当時、第1次相続についての相続人でないことが明白であったということはできない。」

3 以上によれば、「本件申述については、却下すべきことが明白であるとは認められないから、これを受理するのが相当である。」

判例の解説

一 相続放棄の申述と裁判所の審査の範囲 ——本決定の位置づけ

1 ある人が死亡し、相続が開始すると、相続人は被相続人の財産に属した権利義務を当然かつ包括的に承継するが（民896条）、相続人は一定の期間内に相続を承認するか放棄するかを選択することができる（民915条）。

相続放棄は相続開始後不確定な状態にあった相続の効果を自己のために確定的に消滅させる意思表示であり、相手方なき単独行為であるが、要式行為とされ、相続人は、相続開始地を管轄する家庭裁判所に対して放棄を申述しなければならない（民938条、家事別表第一95項、家事201条1項）。申述書には、①当事者の氏名・住所、②被相続人の氏名・住所、③被相続人との続柄、④相続の開始があったことを知った年月日、⑤放棄をする旨、を記載しなければならない（家事201条5項、家事規105条1項）。これら記載事項のうち「被相続人との続柄」は、相続資格が重複する場合に、申述人がいかなる資格において申述する意思かを明確にさせて、後日紛争が起きることを防止する趣旨で設けられている¹⁾。家庭裁判所の受理審判によって相続放棄は効力を生じ、申述者は初めから相続人でなかったことになる（民939条）。受理審判は放棄の有効無効を実質的に判断してこれを確定するものではなく²⁾、意思表示を受領し、それが相続人の真意に基づくものであることを公証する作用を果たすものと解されていることを前提として、家庭裁判所が申述を受理する審判をするときは、申述の意思表示そのものとみるべき申述書と審判とを切り離すことなく、申述書にその旨を記載しなければならないとされ（家事規106条1項）³⁾、申述書にその旨を記載したときに効力が生ずる（家事201条7項）。相続放棄の申述を却下する審判に対しては、申述人は即時抗告をすることができる（家事201条9項）。抗告審は、即時抗告を理由があると認める場合には、原審判を取り消したうえで、家事審判の申立てについての判断（「審判に代わる裁判」）をすることになる（家事91条2項）。

2 受理審判の主たる目的が申述の意思表示の公証であること及び受理審判が申述の効力を確定するものでないことについて異論はみられないが⁴⁾、その法的性質については議論がある。通説は、意思表示の公証にとどまらず、家庭裁判所が申述の適否ないし効力を調査判断してなす一種の受理行為であり、広義の裁判であるとする（準裁

判説）⁵⁾。準裁判説からは実質的要件についての審査を認める実質的審査説が主張されるが、実質的要件についての審査の範囲・程度については見解が分かれる。放棄が申述人の真意に基づくものであることを審査しうることに争いはないが⁶⁾、申述人が相続人であること、法定の期間（熟慮期間）内の申述であること、法定単純承認事由のないことを審査しうるかについては見解が分かれる⁷⁾。学説の多くは、これら実質的要件を審査対象としつつ、実質的要件を欠いていることが明白な場合に限り申述を却下するのが相当であるとする（以下、「明白性基準説」という）⁸⁾。明白性基準は家庭裁判所の審判及び抗告審の決定の運用上定着しており⁹⁾、とりわけ近時、明白性基準説に依拠して、申述を却下した原審判を取り消し、申述を受理する抗告審決定の公表が相次いでいた¹⁰⁾。明白性基準説の基礎には、相続放棄の申述が受理されても相続放棄の実体要件が具備されていることを確定するものではなく、終局的には訴訟手続で確定されるものであって、申述が却下されると、民法 938 条の要件を欠き、訴訟手続で相続放棄をしたことがおよそ主張しえなくなることから、とりわけ債務超過に基づく放棄申述においては、却下の審判はできるだけ制限されるべきであるという考え方がある¹¹⁾。

3 本決定は、近時の裁判例と軌を一にするとともに、相続人による申述であるかどうかの審査につき明白性基準説をとったものとして注目される。

ただ、明白性基準については、申述が実質的要件を欠いていることが明白な場合とはどのような場合をいうのかは必ずしも明確ではないとの指摘もある¹²⁾。本件では、本件申述当時、申述人 C が第 1 次相続の再転相続人でないことが明白であるかどうかの問題となる。

二 再転相続人による相続放棄と「明白性基準」

1 甲が死亡して相続（第 1 次相続）が開始したのち、相続人乙が承認又は放棄をしないまま熟慮期間内に死亡して相続（第 2 次相続）が開始した場合を、（狭義の）再転相続といい、乙の相続人丙を再転相続人という。判例は、再転相続人が有する第 1 次相続についての選択権は、第 2 次相続の相続人としての地位に基づき承継したものと解し（承継説）、丙は、再転相続人たる地位に

基づき、第 1 次相続と第 2 次相続のそれぞれにつき承認か放棄かを各別に熟慮して選択することができるが、ただし、先に第 2 次相続を放棄した場合は、乙の権利義務をなんら承継しなくなるのであるから、第 1 次相続についての選択権も失うとする¹³⁾。また、再転相続人は「自己のために相続の開始があったことを知った時」から 3 か月以内に家庭裁判所に対し相続放棄を申述しなければならない（民 916 条）。判例は、この熟慮期間の起算点につき、原則として、再転相続人丙が乙からの相続（第 2 次相続）により、乙が承認又は放棄しなかった相続（第 1 次相続）における相続人としての地位を自己が承継した事実を知った時であるとする¹⁴⁾。本件のように、第 1 次相続の被相続人からみて日頃疎遠な甥・姪等が再転相続人となる場合、第 1 次相続債権者からの請求等により自己が再転相続人たる地位にあることを知ることが少なくないであろう。

2 再転相続人が複数いる場合、各再転相続人は第 1 次相続につき相続分の割合で各別に放棄することができ、再転相続人の一人による第 1 次相続の放棄によって他の再転相続人の相続分が増加すると解されている¹⁵⁾。本件では、第 1 次相続の相続人（第 2 次被相続人）は H のみであるが、第 2 次、第 3 次相続と続き、それぞれ再転相続人として配偶者のほかに子が複数いる。第 2 次相続人 C、A、I 及び D のうち、A 及び D の第 1 次相続放棄申述は令和 5 年 3 月 15 日に受理され、I については第 3 次相続が開始、第 3 次相続人 E、F 及び G の第 1 次相続放棄申述は同月 27 日まで受理されている。この時点で、C が唯一（相続分 100%）の再転相続人となっており、その C が同月 29 日に第 1 次相続放棄を申述し（別件申述）、別件申述が翌 4 月 19 日に受理されているのであるから、第 1 次相続については再転相続人全員が相続放棄をしたことになる。「すべての再転相続人の相続放棄申述が受理された結果、H は初めから第 1 次相続に係る相続人でなかったことになり、ひいては、H の相続人らが被相続人 B の財産に属した権利義務を承継することはないから、C は重ねて第 1 次相続を放棄する必要はない」との原審判はこのような趣旨のものと解することができる。

3 これに対し、C 側は再転相続人の地位の併有を主張する。ここでは、C 側の主張を、C の

「真意」に着目して検討する。Cは、別件申述当時、Iの相続人Eらによる相続放棄が受理されていることを知らなかったというのであるから、Cの真意は、第1次相続の被相続人（第1次被相続人）Bとの続柄を「兄弟（H）の配偶者」として「（第1次）相続人亡Hの再転相続人（第2次相続人）C」が第2次相続における配偶者相続分2分の1の割合で、第1次相続を放棄する趣旨であったところ、その後Iの相続人EFGによる第1次相続の放棄申述が事前に受理されていたことを知り、第1次被相続人Bとの続柄を「おい（I）の母」として「（第1次）相続人亡H再転相続人（第2次相続人）亡I再転相続人（第3次相続人）C」が第2次相続におけるIの相続分の割合（A及びDの相続放棄を受けて増加した相続分2分の1）で、第1次相続を放棄する趣旨で、本件申述に至ったと解することもできる。C側の主張は必ずしも明確ではないが、本決定によれば、C側の主張は、EFGによる第1次相続についての相続放棄の申述が受理されたことによって、F及びGが初めから第1次相続についての相続人とならなかったものとみなされ、その結果、Iの第2順位の法定相続人であるCが、第1次相続についてIの再転相続人になるという解釈を前提としており、本決定はこのような解釈は「おおよそ成り立ち得ないもの」ということはできず、採用される見込みがないとはいえない」として、「Cが、本件申述をした当時、第1次相続についての相続人でないことが明白であったということとはできない」とする。しかしながら、Iの相続人EFGが再転相続人として第1次相続の選択権を行使したからには、その選択権の行使が無効となるような場合を除いて、Iの第2順位の相続人Cが重ねて第1次相続の選択権を行使することはできない¹⁶⁾。

4 以上の考察によれば、Cが本件申述当時、第1次相続の再転相続人でなかったことは明白であると思われる。また、本件申述が却下されても、別件申述は受理されているので、Cは訴訟手続で相続放棄したことを主張することができ、Cの保護に欠けることはない。申述が実質的要件を欠いていることが明白な場合とはどのような場合をいうのか、あらためて問われるように思われる。

●—注

- 1) 沼辺愛一「相続放棄と民法の一部改正」判タ 167 号

- (1964 年) 65 頁。
 2) 最判昭 29・12・24 民集 8 卷 12 号 2310 頁。
 3) 金子修編著『逐条解説家事事件手続法〔第 2 版〕』（商事法務、2022 年）764 頁。
 4) 松原正明『判例先例相続法Ⅲ〔全訂第 2 版〕』（日本加除出版、2023 年）248 頁。
 5) 山木戸克己『家事審判法』（有斐閣、1958 年）46 頁、岡垣学『家事審判法講座第 2 卷相続関係』（判例タイムズ社、1967 年）148 頁、沼辺愛一「相続放棄申述事件の審理」判タ 250 号（1970 年）158 頁、竹田央「相続の承認及び放棄」『講座・実務家事審判法 3 相続関係』（日本評論社、1989 年）40 頁、稲田龍樹「相続放棄をめぐる問題点」『講座 現代家族法第 5 卷遺産分割』（日本評論社、1992 年）284 頁、松田亨「相続放棄・限定承認をめぐる諸問題」『新家法実務大系③相続〔I〕』（新日本法規出版、2008 年）400 頁、松原・前掲注 4）248 頁。
 6) 最判昭 29・12・21 民集 8 卷 12 号 2222 頁。
 7) 沼辺・前掲注 5）159 頁、山木戸克己「判批」民商 32 卷 5 号（1956 年）127 頁。
 8) 岡垣・前掲注 5）146 頁、竹田・前掲注 5）51 頁、稲田・前掲注 5）284 頁、松原・前掲注 4）255 頁。
 9) 梶村太市＝徳田和幸編著『家事事件手続法〔第 3 版〕』（有斐閣、2016 年）436 頁〔稲田龍樹〕。当初の裁判例は熟慮期間に関するものが多い。例えば、仙台高決平元・9・1 家月 42 卷 1 号 108 頁（取消受理）、福岡高決平 2・9・25 判タ 742 号 159 頁（取消差戻）、仙台高決平 4・6・8 家月 46 卷 11 号 26 頁（抗告棄却）、仙台高決平 8・12・4 家月 49 卷 5 号 89 頁（取消差戻）。
 10) 潮見佳男編『新注釈民法（19）第 2 版』（有斐閣、2023 年）726 頁〔山口亮子〕。熟慮期間につき、東京高決令元・11・25 判タ 1481 号 74 頁、東京高決平 22・8・10 家月 63 卷 4 号 129 頁、相続財産の処分による法定単純承認につき、大阪高決平 14・7・3 家月 55 卷 1 号 82 頁。
 11) 國府剛「相続をめぐる一、二の問題」法時 52 卷 7 号（1980 年）14 頁。
 12) 松原・前掲注 4）255 頁。
 13) 最判昭 63・6・21 家月 41 卷 9 号 101 頁。
 14) 最判令元・8・9 民集 73 卷 3 号 293 頁。
 15) 承継説の立場から、谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法（27）〔補訂版〕』（有斐閣、2013 年）478 頁〔谷口知平・松川正毅〕、我妻栄＝須孝一『判例コンメンタールⅧ相続法』（日本評論社、1966 年）160 頁。固有説の立場から、山本正憲「再転相続について」『現代法学の諸相』（法律文化社、1992 年）104 頁。
 16) 承継説によれば、もはや承継されるべき選択権はないからである。